

フランチャイズ形式による英会話教室フランチャイザーである申立会社について、フランチャイジーの営む避難指示等対象区域内の教室が閉鎖されたことに伴うロイヤリティ収入の減収による逸失利益が賠償された事例。

全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

- 1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目、対象期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害項目

営業損害

(2) 対象期間

自 平成23年3月11日

至 平成24年2月末日

- 2 被申立人は、申立人に対して、前項の損害に係る賠償金として金959万2185円を支払う義務があることを確認する。
- 3 （支払方法省略）
- 4 申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月16日

（仲介委員 山本卓也）